



お取引先様各位

沖縄県那覇市古波蔵3丁目8番8号
第一総業株式会社
TEL：098-853-5401（リース部直通）

適格請求書発行事業者登録番号及びインボイス制度についてのお知らせ

拝啓 平素より格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2023年10月1日よりインボイス制度施行に伴い、税務署長に申請し登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が消費税仕入税額控除の要件となります。つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせ致します。

また、リース契約等の取扱いについて、下記内容をご確認お願い致します。

敬具

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

適格請求書発行事業者登録番号 **T9360001001317**

※上記登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認頂けます。

2. インボイス及びその交付方法

取引内容	対象となる契約	仕入税額控除使用の適格請求書等
ファイナンス・リース 割賦	2023年9月30日 以前に契約開始	インボイス交付不要（既存通り） （10月1日以降のリース料支払分も不要）
ファイナンス・リース 割賦	2023年10月1日 以降に契約開始	リース/割賦契約開始時にインボイス交付 ・「お支払明細表」
オペレーティング・リース	2023年10月1日 以降にリース料を お支払いいただく 契約	リース開始時にインボイス交付 ・「お支払明細表」＋通帳 or 振込金受取書等＋当案内 ※2023年9月30日以前に開始した契約についても、 10月1日以降のお支払いいただくリース料に対して 「お支払明細表」を発行します。
再リース	2023年10月1日 以降にリース料を お支払いいただく 契約	リース開始時にインボイス交付 ・「お支払明細表」＋通帳 or 振込金受取書等＋「リース契 約期間満了通知兼再リース契約申込書」 ※2023年9月30日以前に開始した契約についても、 10月1日以降のお支払いいただくリース料に対して 「お支払明細表」発行します。

上記の内容に関して、ご不明点がございましたら、弊社担当営業までお問い合わせください。

以上